

参 考 资 料

1 水質汚濁に係る環境基準について(抜粋)

環境庁告示 第59号

昭和46年12月28日

(内 容)

公害対策基本法第9条の規定に基づき、公共用水域の水質汚濁に係る環境上の条件につき、人の健康を保護し、および生活環境(同法第2条第2項で規定するものをいう。以下同じ。)を保全するうえで維持することが望ましい基準(以下「環境基準」という。)を次のように定める。

第一、環境基準

公共用水域の水質汚濁に係る環境基準は、人の健康の保護および生活環境の保全に関しそれぞれ次のとおりとする。

1. 人の健康の保護に関する環境基準

人の健康の保護に関する環境基準は、全公共用水域につき、別表1の項目の欄に掲げる項目ごとに、同表の基準値の欄に掲げるとおりとする。

2. 生活環境の保全に関する環境基準

(1) 生活環境の保全に関する環境基準は、各公共用水域につき、別表2の水域類型の欄に掲げる水域類型のうち該当公共用水域が該当するものとして(2)により指定する水域類型ごとに、同表の基準値欄に掲げるとおりとする。

(2) 各公共用水域が該当する水域類型の指定は、環境基準に係る水域及び地域の指定権限の委任に関する政令(昭和46年政令第159号)の別表に掲げる公共用水域については別途環境庁長官が閣議の了解を得て行ない、その他の公共用水域については同政令の定めるところにより都道府県知事が行なうものとする。

別表1 人の健康に係る環境基準

項目	シアン	アルキル 水 銀	有機燐	カドミウム	鉛	クロム (6価)	ヒ素	総水銀	PCB
基準値	検出されないこと	検出されないこと	検出されないこと	0.01 ppm 以下	0.1 ppm 以下	0.05 ppm 以下	0.05 ppm 以下	0.0005 ppm 以下	検出されないこと

備考

1. 基準値は最高値とする。ただし、総水銀に係る基準値については、年間平均値とする。
2. 有機燐とは、パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びEPNをいう。
3. 「検出されないこと」とは、定められた方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。

(定量限界：シアン 0.1 ppm，アルキル水銀 0.0005ppm，有機燐 0.1ppm，PCB 0.0005 ppm)

4. 総水銀に係る基準値は、河川においてその汚染が自然的原因によることが明らかである場合に限り、0.001ppm 以下とする。

別表 2 生活環境に係る環境基準

1. 河 川

(1) 河川 (湖沼を除く)

項目 型	利用目的の 適 応 性	基 準 値				
		水素イオン 濃 度 (PH)	生物化学的 酸素要求量 (BOD)	浮遊物質量 (SS)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌群数
AA	水道 1 級 自然環境保全お よびA以下の欄 に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	1 ppm 以 下	25 ppm 以 下	7.5 ppm 以 上	50 MPN/100 ml 以下
A	水道 2 級 水産 1 級 浴 およびB以下の 欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	2 ppm 以 下	25 ppm 以 下	7.5 ppm 以 上	1,000 MPN/100 ml 以下
B	水道 3 級 水産 1 級 およびC以下の 欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	3 ppm 以 下	25 ppm 以 下	5 ppm 以 上	5,000 MPN/100 ml 以下
C	水産 3 級 工業用水 1 級 およびD以下の 欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	5 ppm 以 下	50 ppm 以 下	2 ppm 以 上	—
D	工業用水 2 級 工業用水 およびEの欄に 掲げるもの	6.0以上 8.5以下	8 ppm 以 下	100ppm 以 下	2 ppm 以 上	—
E	工業用水 3 級 環 境 保 全	6.0以上 8.5以下	10ppm 以 下	ごみ等の浮遊 が認められな いこと。	2 ppm 以 上	—

備考

1. 基準値は、日間平均値とする（湖沼、海域もこれも準ずる。）
2. 農業用利水点については、水素イオン濃度 6.0 以上 7.5 以下、溶存酸素量 5 ppm 以上とする（湖沼もこれに準ずる。）

注：1. 自然環境保全：自然探勝等の環境保全

2. 水道 1 級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの

水道 2 級：沈澱ろ過等による通常の浄水操作を行うもの

水道 3 級：前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの

3. 水産 1 級：ヤマメ、イワナ等貧腐水性水域の水産生物用並びに水産 2 級及び水産 3 級の水産生産生物用

水産 2 級：サケ科魚類及びアユ等貧腐性水性水域の水産生物用及び水産 3 級の水産生産物用

水産 3 級：コイ、フナ等、 β -中腐水性水域の水産生物用

4. 工業用水 1 級：沈澱等による通常の浄水操作を行うもの

工業用水 2 級：薬品注入等による高度の浄水操作を行うもの

工業用水 3 級：特殊の浄水操作を行うもの

5. 環境保全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む。）において不快感を生じない限度

(2) 湖 沼

(天然湖沼および貯水量 1,000 万立方メートル以上の人工湖)

項目 類型	利用目的の 適応性	基 準 値				
		水素イオン 濃 度 (PH)	化学的酸素 要 求 量 (COD)	浮遊物質量 (SS)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌群数
AA	水道 1 級	6.5 以上	1 ppm	1 ppm	7.5ppm	50 MPN/100 ml 以下
	水産 1 級 自然環境保全および A 以下の欄に掲げるもの	8.5 以下	以下	以下	以上	
A	水道 2・3 級	6.5 以上	3 ppm	5 ppm	7.5ppm	1000 MPN/100 ml 以下
	水産 2 級 水浴および B 以下の欄に掲げるもの	8.5 以下	以下	以下	以上	

B	水産3級	6.5以上	5 ppm	15 ppm	5 ppm	-
	工業用水1級 農薬用水 およびCの欄に掲げるもの	8.5以下	以下	以下	以上	
C	工業用水2級	6.0以上	8 ppm	ごみ等の浮遊 が認められないこと。	2 ppm	-
	環境保全	8.5以下	以下		以上	

備考

水産1級、水産2級及び水産3級については、当分の間、浮遊物質量の項目の基準値は適用しない。

注：1. 自然環境保全：自然探勝等の環境の保全

2. 水道1級：ろ過等による簡易な浄水操作を伴うもの

水道2・3級：沈澱ろ過等による通常の浄水操作、または、前処理等を行う高度の浄水操作を行うもの

3. 水産1級：ヒメマス等貧栄養湖型の水域の水産生物用並びに水産2級及び水産3級の水産生物用

水産2級：サケ科魚類及びアユ等貧栄養湖型の水域の水産生物用並びに水産3級の水産生物用

水産3級：コイ、フナ等富栄養湖型の水域の水産生物用

4. 工業用水1級：沈澱等による通常の浄水操作を行うもの

工業用水2級：薬品注入等による高度の浄水操作、または、特殊な浄水操作を行うもの

5. 環境保全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む。）において不快感を生じない限度

2. 海 域

項目 類型	利用目的の 適 応 性	基 準 値				
		水素イオン 濃 度 (PH)	化学的酸素 要 求 量 (COD)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌群数	n -ヘキサ ン抽出物質 (油分等)
A	水産1級 水浴 自全環境保全 およびB以下の 欄に掲げるもの	7.8以上	2 ppm	7.5 ppm	1,000 MPN/100 ml 以下	検出され ないこと
		8.3以下	以 下	以 上		
B	水産2級 工業用水 およびCの欄に 掲げるもの	7.8以上 8.3以下	3 ppm 以 下	5 ppm 以 上	—	検出され ないこと
C	環 境 保 全	7.0以上 8.3以下	8 ppm 以 下	2 ppm 以 上	—	—

備 考

水産1級のうち、生食用原料カキの養殖の利水点については、大腸菌群数70 MPN / 100 ml 以下とする。

注：1. 自然環境保全：自然探勝等の環境保全

2. 水産1級：マダイ、ブリ、ワカメ等の水産生物用および水産2級の水産生物用
水産2級：ボラ、ノリ等の水産生物用

3. 環境保全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む。）において不快感を生じない限度

2 県内公共用水域が該当する水質汚濁に係る環境基準
の水域類型指定状況

水 域		範 囲	類 型	達 成 期 間	告 示 年 月 日
里根川水域	里根川 (1)	川原田橋から上流	AA	イ	48年1月25日 (県告示)
	里根川 (2)	川原田橋から村山橋まで	A	イ	
	里根川 (3)	村山橋から下流河口まで	E	ハ	
	八反川	全 域	A	イ	
	境川	全 域	A	イ	
	関山川	全 域	E	ハ	
江戸上川水域	江戸上川(1)	関南橋から上流	A	イ	48年1月25日 (県告示)
	江戸上川(2)	関南橋から下流河口まで	E	ハ	
大北川水域	大北川 (1)	孝々橋から上流	AA	イ	48年1月25日 (県告示)
	大北川 (2)	孝々橋から花園川合流点まで	A	イ	
	大北川 (3)	花園川合流点から下流河口まで	C	イ	
	宿川	全 域	AA	イ	
	木皿川	全 域	A	イ	
	花園川 (1)	綱木川合流点から上流	AA	イ	
	花園川 (2)	綱木川合流点から大北川合流点 まで	B	イ	
	根古屋川	全 域	A	イ	
塩田川水域	塩田川 (1)	はい坂堰から上流	C	ロ	48年1月25日 (県告示)
	塩田川 (2)	はい坂堰から下流河口まで	D	ロ	
関根川水域	関根川 (1)	関根前川合流点より上流	A	イ	47年7月6日 (県告示)
	関根川 (2)	関根前川合流点より下流羽田橋 まで	B	イ	
	関根川 (3)	羽田橋より下流河口まで	D	イ	
	関根前川(1)	前川橋より上流	AA	イ	
	関根前川(2)	前川橋より下流関根川合流点まで	C	イ	
	猪田川	全 域	C	イ	
	玉川	全 域	D	イ	
	谷地川	全 域	E	ハ	
花貫川水域	花貫川 (1)	花貫ダムから上流	AA	イ	
	花貫川 (2)	花貫ダムから新花貫橋まで	A	イ	

水	域	範	囲	類型	達成 期間	告示年月日
	花貫川 (3) 花貫川 (4)	新花貫橋から花貫橋まで 花貫橋から下流河口まで		C E	イ ハ	48年1月25日 (県告示)
十王川水域	十王川 (1) 十王川 (2) 十王川 (3)	道保内堰から上流 道保内堰から川尻堰まで 川尻堰から下流域河口まで		A B C	イ イ ロ	48年1月25日 (県告示)
宮田川水域	宮田川 陰作沢 数沢川 (1) 数沢川 (2)	全域 全域 上水道取水点から上流 上水道取水点から宮田川合流点 まで		B A A C	ハ イ イ ロ	48年1月25日 (県告示)
新川水域	新川	全域		C	イ	48年5月31日 (県告示)
久慈川水域	久慈川 八溝川 押川 滝川 玉川 浅川 山田川 里川 茂宮川	全域 全域 全域 全域 全域 全域 全域 全域 全域		A A A B C B A B C	イ イ イ イ ロ イ イ イ ハ	50年4月10日 (県告示)
那珂川水域	那珂川 (2) 那珂川 (3) 藤井川 塩子川 緒川	湯川合流点より早戸川合流点まで 早戸川合流点より下流 全域 全域 全域		A A A AA A	イ ロ イ イ イ	48年3月31日 (環境庁告示) 50年4月10日 (県告示)
湫沼川水域	湫沼川 (1) 湫沼川 (2) 湫沼 湫沼前川 寛政川 大谷川 石川	湫沼合流点より上流 湫沼より下流 全域 全域 全域 全域 全域		A B 湖沼B B A C A	ロ イ ロ ロ ロ ロ ロ	49年3月15日 (県告示)

水 域		範 囲	類 型	達 成 期 間	告 示 年 月 日
中丸川水域	中丸川	全 域	D	ハ	48年5月31日 (県 告 示)
	大川	全 域	D	ハ	
	本郷川	全 域	D	イ	
早戸川水域	大井川	全 域	B	イ	48年5月31日 (県 告 示)
	早戸川 (1)	田彦水門から上流	B	イ	
	早戸川 (2)	田彦水門から那珂川合流点まで	D	イ	
霞ヶ浦水域	霞ヶ浦	全 域	湖沼A	ハ	47年11月6日 (環 境 庁 告 示) 48年9月3日 (県 告 示)
	清明川	全 域	A	ハ	
	花室川	全 域	A	ハ	
	桜川	全 域	A	ロ	
	新川	全 域	A	ハ	
	備前川	全 域	A	ハ	
	境川	全 域	A	ハ	
	菱木川	全 域	A	ハ	
	恋瀬川	全 域	A	ハ	
	山王川	全 域	A	ハ	
	園部川	全 域	A	ハ	
	梶無川	全 域	A	ハ	
	新利根川	全 域	A	ロ	
小野川	全 域	A	ロ		
一ノ瀬川	全 域	A	ハ		
北浦水域	北浦	全 域	湖沼A	ハ	47年11月6日 (環 境 庁 告 示) 49年3月15日 (県 告 示)
	銚田川	全 域	A	ハ	
	巴川	全 域	A	ハ	
	武田川	全 域	A	ロ	
	山田川	全 域	A	ロ	
	蔵通川	全 域	A	ハ	
	雁通川	全 域	A	ハ	
	流洋川	全 域	A	ロ	
常陸利根川 水 域	常陸利根川	全 域	湖沼A	ハ	47年11月6日 (環 境 庁 告 示)

水	域	範	囲	類型	達成 期間	告示年月日
	夜越川 前川	全 域 全 域		A A	ハ ハ	48年3月15日 (県 告 示)
利根川水域	利根川中流	坂東大橋から江戸川分岐点まで		A	イ	46年5月25日 (閣 議 決 定)
	利根川下流	江戸川分岐点より下流		A	イ	48年3月31日 (環 境 庁 告 示)
	向掘川	全 域		D	ハ	50年4月10日 (県 告 示)
	宮戸川	全 域		C	イ	
	大川	全 域		C	ロ	
	鶴戸川	全 域		B	イ	
	飯沼川	全 域		B	ロ	
	西仁連川	全 域		B	イ	
東仁連川	全 域		C	ロ		
积水水路 下大野水路	全 域 全 域		E E	ハ ハ		
鬼怒川水域	鬼怒川 (2)	大谷川合流点から田川合流点まで		A	イ	48年3月31日 (環 境 庁 告 示) 48年5月31日 (県 告 示)
	鬼怒川 (3)	田川合流点より下流		A	ロ	
	田川	県境から鬼怒川合流点まで		B	ハ	
小貝川水域	小貝川	全 域		A	イ	50年4月10日 (県 告 示)
	五行川	全 域		A	ロ	
	大谷川	全 域		C	ロ	
	糸繰川	全 域		C	ロ	
	八間掘川	全 域		C	ロ	
	中通川	全 域		B	イ	
	谷田川(1)	牛久沼水門より上流		B	ロ	
	谷田川(2)	牛久沼水門より下流		A	ロ	
	稲荷川	全 域		C	イ	
	西谷田川	全 域		B	ロ	
渡良瀬川水域	渡良瀬川(4)	新開橋から利根川合流点まで		B	ロ	48年3月31日 (環 境 庁 告 示)
常磐地先水域	平潟漁港	省 略		海域B	ハ	50年8月20日 (県 告 示)
	大津漁港	"		海域B	イ	
	大津漁港南部	"		海域B	イ	
	川尻港	"		海域B	イ	

水	域	範	囲	類型	達成 期間	告示年月日
常磐地先 水 域	会瀬漁港	省 略		海域B	イ	50年8月20日 (県 告 示)
	久慈漁港			海域B	ハ	
	日立港			海域B	イ	
	炭鉱排水口地先			海域B	イ	
	花貫川河口地先			海域B	ハ	
	泉川河口地先			海域B	イ	
	常磐地先海域			海域A	イ	
鹿島灘水域	鹿島港内	省 略		海域C	イ	46年5月25日 (閣 議 決 定)
	深芝沖			海域C	イ	
	港湾北部			海域B	イ	
	港湾南部			海域B	イ	
	鹿島灘海域			海域A	イ	
	高松沖			抹 消 (55.4.14 県告示)		
南海浜沖	抹 消 (55.4.14 県告示)					

注 1. 類型の欄中、湖沼又は海域の表示のないものは河川をあらわす。

2. 達成期間の分類は、次のとおりとする。

「イ」ただちに達成 「ロ」5年以内で可及的すみやかに達成

「ハ」5年を迎える期間で可及的すみやかに達成